

様式 2

第 489 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 5 年 6 月 16 日（金）午後 3 時～4 時 30 分
場 所	静岡県庁西館 4 階第 1 会議室 A
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、井上泉、鈴木和子、鈴木成幸 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 伊藤則博（静岡県熱沼津木事務所建築住宅課長）他 1 名 水野雄史（静岡県島田土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 2 件、報告 2 件）

1 審議事項

- 第 1 号議案 建築基準法第 48 条第 6 項に係る建築許可
- 第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 7 項に係る建築許可
- 第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による包括許可の報告
- 第 2 号報告 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 48 条第 6 項
- 2 申請場所
静岡県御殿場市新橋字便船塚 823-2、823-7、823-12
- 3 申請者住所氏名
静岡県御殿場市萩原 1378-7
和田 芳則
- 4 建築物の用途
店舗・貸事務所（ドライクリーニング）

○処分庁

本申請は、第二種住居地域で規制されている、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について、既存の工場を国の技術的助言に基づく安全対策措置を講じることにより、事業継続の許可申請を行うものである。

計画敷地は、第二種住居地域に位置し、幅員約 25m の市道幹線沿いに面しており、コンビニや飲食店など沿道サービス型の店舗が点在している場所である。

計画では、コンセントを防爆仕様に改修する、溶剤漏出範囲内にある物を移動させる、などの国の技術的助言に基づいた安全対策を実施する。また、「日常の作業における安全管理対策誓約書」を作業所内の見やすい場所に掲示し、安全管理を徹底する計画である。

更に、ドライクリーニング工場による公害対策についても、騒音における市の基準値を満たしているなど、問題無い運用となっており、市の都市計画部局の了解も得られて

いる。

以上のことから、国の技術的助言による許可の運用基準及び建築基準法第 48 条第 6 項の規定に基づき、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したい。

○意見等

意見を付した上で、出席委員全員許可に同意

<意見>

店舗内のコンセントは別室ではあるものの壁で区画されておらず、離隔距離の範囲内にあるので、防爆仕様とすること。

第 2 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 48 条第 7 項

2 申請場所

静岡県藤枝市上青島字神明上 305-2、305-9、305-10、305-11、306-1、306-2、306-4、306-5、306-6、306-7、307-1、307-2、308

3 申請者住所氏名

愛知県名古屋市中区千代田 1-7-2 Honda 名古屋ビル 5 階
株式会社ホンダモビリティ中部 代表取締役社長 藤當 雅之

4 建築物の用途

自動車販売店舗・自動車修理工場

○処分庁

本申請は、既存施設のある敷地において、敷地拡大とともに自動車販売店舗兼自動車修理工場の建替えを行うものである。

計画敷地は、準住居地域に位置しており、付近には同種の自動車修理工場を併設する自動車販売店舗や商業施設等が立地する、幅員約 15m の県道 381 号島田岡部線沿いに位置している。

計画では、門型洗車機を遮音性のある外壁で囲む等の騒音対策や、工場排水を油水分離槽に通して下水道へ排水するなどの水質汚濁対策など、国の技術的助言に準拠した対策が施されており、近隣への影響を少なくするよう配慮されている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 7 項の規定に基づき、準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第1号報告

○事務局 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可の報告 22件

第2号報告

○事務局 建築基準法第44条第1項第2号による包括許可の報告 1件